

65歳以上の方

本人の
合計所得金額
(注1)が
220万円以上
の
住民税課税者

本人を含めた、同じ世帯の65歳以上の方の
「年金収入(公的年金所得控除前) +
それ以外の所得金額(注2)」の合計が

- ・単身世帯 : 340万円以上
- ・2人以上世帯 : 463万円以上

3割負担

本人の
合計所得金額
(注1)が
160万円以上
220万円未満
の
住民税課税者

本人を含めた、同じ世帯の65歳以上の方の
「年金収入(公的年金所得控除前) +
それ以外の所得金額(注2)」の合計が

- ・単身世帯 : 280万円以上340万円未満
- ・2人以上世帯 : 346万円以上463万円未満

2割負担

本人の
合計所得金額
(注1)が
160万円未満
の
住民税課税者

本人を含めた、同じ世帯の65歳以上の方の
「年金収入(公的年金所得控除前) +
それ以外の所得金額(注2)」の合計が

- ・単身世帯 : 280万円以上
- ・2人以上世帯 : 346万円以上

1割負担

第2号被保険者(40歳～64歳の方)・住民税非課税者・生活保護受給者

注1 合計所得金額

年金・給与・事業等の「収入」から公的年金等控除や給与所得控除、必要経費を控除した後の額で、基礎控除や人的控除等の控除をする前の額です。また、土地売却等に係る特別控除がある場合は、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除を控除した後の額です。ただし令和3年度より、合計所得金額に①「給与所得」または②「公的年金等に係る雑所得」が含まれている場合には、①または②の合計額から10万円を控除します(控除後の額が0円を下回る場合は、0円とします)。

注2 それ以外の所得金額

合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を除いた額です。ただし令和3年度より、給与所得が含まれている場合は当該給与と所得の額(所得金額調整控除の適用がある場合は控除前の金額)から10万円を控除します(控除後の額が0円を下回る場合は、0円とします)。